

5. NPO 法人の社員とは何ですか？会員との違いは？

社員とは NPO 法人が雇用する職員(会社でいう社員＝従業員)という意味ではありません。NPO 法人は社団法人ですので、社員とは社団の構成員で、具体的には総会に出席して NPO 法人の運営に参加する会員を指します。NPO 法人ではこの社員が10人いなければなりません。わかりやすく言うと、一緒に活動を推進していくメンバーが10人以上いるかどうかということです。この10人という人数の意味は、活動の趣旨に賛同して一緒に活動しようとする者が10人も集まらないような活動は、公益的な活動とは言えないと考えられているためです。

NPO 法人の社員は、一般的には「正会員」と呼ばれることが多いです。

従って、ここでいう社員とは、「この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体」であり、NPO 法人の設立趣旨、活動内容に賛同・共鳴し、入会金や会費の定めがある場合は、その負担を承諾してくださる個人・団体が社員(正会員)となります。その NPO 法人で働いている、いないは関係ありません。

正会員に与えられた権利として、総会で議決権を行使することができます。

「正会員」の他に「賛助会員」や「名誉会員」「準会員」「協力会員」などの会員を作ることができます。名称は自由です。これらの会員は総会での議決権を持っていないことが多く、議決権を持っていない会員は、総会での決議に参加することはできません。